

## 第5章 支部及び支部長会

### 第1節 支部

#### (支部)

第68条 本会は、次の目的のため、支部を設ける。

- (1) 会員の業務の改善
- (2) 本会と会員との連絡調整
- (3) 地域社会における司法書士が提供する法的サービスの拡充

2 会長は、支部の名称及び区域を定める。

3 前項の区域内に事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。

#### (支部長の報告義務)

第69条 支部長は、支部会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

2 支部長は、支部の毎会計年度終了後2月以内に、支部の事務費に関する決算報告書を会長に提出しなければならない。

#### (支部規則)

第70条 この会則に別段の定めのある場合をのぞき必要な事項は、別に支部規則で定める。

2 前項の支部規則を定め、又はこれを変更するには、会長の承認を受けなければならない。

#### (支部の役員)

第71条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び支部規則に定めるその他の役員を置く。

2 支部長は、支部を代表し、副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

3 支部の役員は、支部の総会で選任する。

4 支部長及び副支部長は、本会の役員を兼ねることができない。

5 支部の役員の任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任されることができる。

6 第28条第2項、第29条第2項及び第3項、第30条並びに第32条の規定は、支部の役員に準用する。

### 第2節 支部長会

#### (支部長会)

第72条 支部長会は、支部長で組織する。

2 次に掲げる事項は、支部長会の議決を経なければならない。

- (1) 理事会に請求すべき事項
- (2) 総会若しくは理事会の決議により又は会長から付託された事項
- (3) その他本会の適正円滑な運営を図るために必要な事項

3 支部長会は、会長に本会の運営に関して建議することができる。

**(支部長会の議長及び副議長)**

**第73条** 支部長会に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、支部長が互選し、その任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。
- 3 議長は、支部長会を代表し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長は、支部長の資格を喪失したとき、退任する。

**(招集及び決議)**

**第74条** 支部長会は、会長又は議長が招集する。

- 2 支部長会の決議は、支部長の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。
- 3 支部長は、1個の議決権を有する。

**(書面による決議)**

**第75条** 支部長会議を招集しようとする者は、緊急を要する事項について、書面による決議を求めることができる。

- 2 前項の場合において、支部長の3分の2以上が当該事項について、書面による同意を表したときは、支部長会議の決議があったものとみなす。
- 3 前項の決議があったときは、その議決を求めた者は、遅滞なく、決議の結果を支部長に通知しなければならない。
- 4 第74条第2項及び第3項の規定は、書面による決議に準用する。

**(本会の役員の出席)**

**第76条** 本会の役員は、支部長会に出席して意見を述べることができる。

**(準用規定)**

**第77条** 第34条第4項、第40条第2項及び第3項並びに第47条の規定は、支部長会に準用する。